

江戸東京たてもの園

ユニークベニユーご利用案内

1 ユニークベニユーとは

歴史的建造物や文化施設等で、会議やイベント、レセプション等を実施することで、特別感を演出できる会場を、ユニークベニユーといいます。

江戸時代から昭和中期までの文化的価値の高い建造物を移築・復元した江戸東京たてもの園を、イベントの会場としてご利用いただけます。当園の歴史的建造物である明治時代の洋館デ・ラランデ邸では、レセプションやパーティーなどの開催が可能です。

2 ご利用可能場所

名称	屋内 /外	面積	人数目安	飲食	備考
デ・ラランデ邸 (1階 ホール、居間、 食堂、応接室、テラス)	屋内 屋外	236 ㎡	着席 60 名 立食 70 名	可	明治時代の洋館の復元建造物で、通常はカフェとして使用しています。レセプション等にご利用いただけます。
エントランス広場	屋外				エントランス広場から続く山の手通りに沿って様々な建物が復元・展示されています。
山の手通り	屋外				復元建造物は外からの観覧のみ可能です。内部への立入はできません。

当園に駐車場はありません。都立小金井公園第一駐車場（有料）をご利用ください。

3 ご利用可能時間

休園日	9時から17時
-----	---------

- (1) ご利用可能時間には、原則として準備・撤去の時間も含まれます。
- (2) ご利用可能時間内であっても、年末年始、工事、メンテナンス、イベント等により

ご利用いただけない場合があります。

4 料金

区分	単位	料金（税別）	備考
デ・ラランデ邸 エントランス広場 山の手通り	1日	1,500,000円	

- (1) 料金には基本的な光熱水費が含まれています。
- (2) 以下については別途実費をご負担いただきます。
 - ア 駐車場・会場内アテンド、看板等の作成・設置、会場設営、ケータリング等（※ご利用者にて手配していただきます。）
 - イ 施設内の看視・警備・清掃等（※指定会社と別途契約していただきます。）。
 - ウ 以上のほか、運営に関わる経費はすべてご負担ください。

5 申込み手続き

- (1) 電話または来園でのご相談
企画・運営全般の責任者となる事業者を窓口としてください。
- (2) 企画書の提出
あらかじめ、実施内容、参加人数、タイムスケジュール、会場設営図等を記載した任意の様式による企画書を提出してください。
- (3) 打合せ
当園へお越しいただき、実施内容の確認、調整及び下見等を行っていただきます。
- (4) 「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施申請書」の提出
打合せ終了後、実施日の3箇月前までに、「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施申請書」【様式1】を提出してください。
- (5) 「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施承認書」の交付
承認する場合は「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施承認書」【様式2】を交付します。
- (6) 料金の納付
 - ア 承認書の受領後、実施日の14日前（当該日が土日祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日）までに、指定の口座に指定の料金をお振込みください。振込手数料はご利用者にてご負担ください。
 - イ 期日までに振込みがない場合は、申請の取消とみなします。
 - ウ 料金振込み後、ご利用者の都合により実施をキャンセルする場合は、料金の還付は

いたしません。

6 ご利用の制限

以下のいずれかに該当する場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者による申込みまたは利用が認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 施設、設備、樹木及び展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (5) 「東京都江戸東京博物館条例」第一条の設置目的に反すると認められるとき。
- (6) 実施する事業が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動をするものと認められるとき。
- (7) 実施する事業が専ら物品販売や興行などを主目的としたものであるとき。
- (8) 園又は関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき、又はたても園利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (9) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (10) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために園が不適當と認めるとき。

7 注意事項

ご利用に当たっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 園職員の指示に従ってください。
- (2) 展覧会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従ってください。
- (3) 造作や什器を設置する場合は、事前に函面等を提出し、園の許可を得てください。
- (4) 危険物や、動物の持ち込みはできません。
- (5) 火気の使用はできません。
- (6) 搬入等に関わる一部車両の駐車はあらかじめ指定した場所とし、事前に台数を申請してください。
- (7) 施設内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (8) 飲食は所定の場所で行ってください。
- (9) 飲食を行う場合は、ご利用者にてケータリング等の手配をお願いします。
- (10) 赤ワインなど床に着色するおそれのある飲食物の提供はできません。
- (11) 騒音、暴力等他人の迷惑となる行為をしないでください。
- (12) マイクや音響を用いる場合は、音量や時間帯について、近隣施設・住宅等の迷惑と

ならないよう配慮をお願いいたします。

- (13) ご利用期間中は会場を一般開放せず、招待または事前申込み等により参加者を事前に把握してください。
- (14) 施設、設備、樹木等、展示品等を破損、紛失した場合は、損害を賠償していただきます。
- (15) 事業によって生じたゴミはお持ち帰りください。
- (16) 建物の破損等を防ぐため、園職員の立会いのもと事前に養生を行ってください。事業終了後は原状復旧を行い、園職員の確認を受けてください。
- (17) 安全確保のため、実施の時間や参加人数に応じて警備員を配置してください。
- (18) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、園の管理者の指示に従ってください。
- (19) 以下の防災管理上の注意事項を遵守してください。
 - ア 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
 - イ 熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。
 - ウ 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。また、消防設備の作動障害となる物品設置を行わないこと。
 - エ 常に避難路を確保し、通路等を機材でふさがないこと。
 - オ 火災や事故等が発生した場合は、直ちに防災センター（集中監視室）に連絡をとり、防災活動や救護活動に協力すること。
 - カ ご利用者の責任による火災や事故等により、施設や備品の破損または人的な損傷等被害が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。
- (20) 実施承認後であっても、内容が申請と異なる場合、定められた事項を遵守しない場合、その他園の運営に支障が出る場合には、承認の取消または中止を命じる場合があります。それに伴う損害については、一切補償はいたしません。

8 その他

園におけるユニークベニュー事業は、「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施要綱」に基づき実施します。

9 問合せ先・申請書等提出先

江戸東京たてもの園（東京都江戸東京博物館事業企画課たてもの園係）

住所 〒184-0005 東京都小金井市桜町 3-7-1

電話 042-388-1811 FAX 042-388-1711

ユニークベニュー担当

※本ご利用案内は平成 29 年 4 月 1 日現在のものであり、予告なく変更する場合があります
のでご了承ください。